

佐久広域連合障害者相談支援センター相談支援業務委託(障がい児・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)事業者評価審査委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久広域連合障害者相談支援センター相談支援業務委託に係る必要な事項を審査するため、佐久広域連合障害者相談支援センター相談支援業務委託(障がい児・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)事業者評価審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する

- (1) プロポーザル実施要領等の承認に関すること
- (2) 参加申込書等の審査及び受託候補者の選定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、**非公表**をもって充て、副委員長は**非公表**をもって充てる。
- 3 委員(委員長、副委員長を含む)は、次に掲げる者で組織する。

非 公 表

(委員長等)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、審査終了後の受託候補者選定日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、佐久広域連合障害者相談支援センターにおいて行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査等に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月4日から施行する。